

平成25年度

一般廃棄物処理実施計画書

天草広域連合

平成25年度 天草広域連合一般廃棄物処理実施計画書

1 目的

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、昭和45年「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、この法律の第6条に、市町村は一般廃棄物の処理について一定の計画を定め、生活環境の保全上支障が生じないよう処理しなければならない事とされていることから、当連合における一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、平成24年度天草広域連合一般廃棄物処理実施計画を策定するものである。

2 計画の期間

平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日までの1ヵ年間とする。

3 処理計画の対象区域

面積	876.49 k m ²
世帯数	53,374世帯
人口	128,577 人

天草広域連合関係市町（下記）管内全域とする。

項目	面積	世帯数	人口
市町名	k m ²	世帯	人
天草市	683.25	37,920	90,088
苓北町	67.09	3,223	8,032
上天草市	126.15	12,231	30,457
合計	876.49	53,374	128,577

※但し、天草市管内区域の中には、天草広域連合処理区域外の面積・人口・世帯数が含まれる。

4 一般廃棄物（ごみ）の排出状況

過去2カ年間に排出された一般廃棄物の状況は、次のとおりである。

(単位：t)

年度 区分	平成23年度			平成24年度			伸率 (%)
	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	
可燃ごみ	22,399.60	0.00	22,399.60	22,167.12	0.00	22,167.12	△ 1.0
不燃ごみ	3,352.89	17.00	3,369.89	3,432.86	0.00	3,432.86	1.9
資源物	3,818.53	261.75	4,080.28	3,690.74	222.81	3,913.55	△ 4.1
合計	29,571.02	278.75	29,849.77	29,290.72	222.81	29,513.53	△ 1.1

	年度 区分	平成23年度			平成24年度			伸率 (%)	
		搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計		
可燃 ごみ	天 草 市	本渡地区	10,528.35		10,528.35	10,165.30		10,165.30	△ 3.4
		有明町	1,038.30		1,038.30	1,021.15		1,021.15	△ 1.7
		栖本町	322.18		322.18	348.86		348.86	8.3
		新和町	457.84		457.84	475.52		475.52	3.9
		五和町	1,377.70		1,377.70	1,482.71		1,482.71	7.6
		倉岳町	416.33		416.33	409.88		409.88	△ 1.5
		天草市計	14,140.70	0.00	14,140.70	13,903.42	0.00	13,903.42	△ 1.7
		苓北町	995.35	0.00	995.35	994.01	0.00	994.01	△ 0.1
		上天草市	7,263.55	0.00	7,263.55	7,269.69	0.00	7,269.69	0.1
		計	22,399.60	0.00	22,399.60	22,167.12	0.00	22,167.12	△ 1.0

	年度 区分	平成23年度			平成24年度			伸率 (%)	
		搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計		
不燃 ごみ	天 草 市	本渡地区	1,626.81		1,626.81	1,715.57		1,715.57	5.5
		有明町	224.21		224.21	232.12		232.12	3.5
		栖本町	82.83		82.83	88.50		88.50	6.8
		新和町	118.04		118.04	116.52		116.52	△ 1.3
		五和町	347.00		347.00	331.15		331.15	△ 4.6
		倉岳町	60.50		60.50	62.13		62.13	2.7
		天草市計	2,459.39	0.00	2,459.39	2,545.99	0.00	2,545.99	3.5
		苓北町	311.69	17.00	328.69	308.51	0.00	308.51	△ 6.1
		上天草市	581.81	0.00	581.81	578.36	0.00	578.36	△ 0.6
		計	3,352.89	17.00	3,369.89	3,432.86	0.00	3,432.86	1.9

	年 度 区 分	平成23年度			平成24年度			伸 率 (%)	
		搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計		
資 源 物	天 草 市	本渡地区	2,007.84		2,007.84	1,956.97		1,956.97	△ 2.5
		有明町	216.64		216.64	210.70		210.70	△ 2.7
		栖本町	87.83		87.83	84.55		84.55	△ 3.7
		新和町	132.30		132.30	130.73		130.73	△ 1.2
		五和町	395.95		395.95	344.69		344.69	△ 12.9
		倉岳町	90.55		90.55	92.72		92.72	2.4
		天草市計	2,931.11	0.00	2,931.11	2,820.36	0.00	2,820.36	△ 3.8
		苓北町	314.92	0.00	314.92	322.30	0.00	322.30	2.3
		上天草市	572.50	261.75	834.25	548.08	222.81	770.89	△ 7.6
		計	3,818.53	261.75	4,080.28	3,690.74	222.81	3,913.55	△ 4.1

5 一般廃棄物の処理計画

一般廃棄物処理のごみ処理（し尿処理を除く。）に係る事務は、収集運搬を
 連合関係市町で中間処理及び最終処分を天草広域連合で行う。

区 分	収 集 運 搬				中間処理	最終処分
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	事業系ごみ		
連 合					連合直営	連合直営
天 草 市	委 託	直営・委託	委託	許 可		
苓 北 町	委 託	委 託	委 託	許 可		
上天草市	委 託	委 託	委 託	許 可		

直＝市・町直営 委＝市・町委託 許＝市・町許可

粗大ごみ：可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみは含む。

6 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

a 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため連合関係市町において、分別・水切りの徹底並び資源化の推進を行う。

b 再資源化の方法及び量

分別により連合関係市町から搬入されたごみについて、次のとおり再資源化を図る。

- 1) 不燃ごみ金属類（スチール・アルミ・未処理）、スチール・アルミについては
 破碎処理後、圧縮処理を行い、貯蔵保管後、売却を行う。
 不燃ごみ中の鉄屑類で破碎処理出来ないものは、未処理で回収を図り、貯蔵保管後、売却を行う。
- 2) 資源物については、分別収集により搬入された、ガラスびん類（カレット3種類）
 ・空缶類・古紙・古布類（5種類）・PETボトル・発泡スチロール・その他プラスチックは、各品目ごとに処理を行ない再資源化を図る。
 カレット類については、手選別ラインにより無色、茶色、その他に分類され、ストックヤードに貯留保管後、財リサイクル協会に引取処理委託を行う。
 空き缶類については、スチール、アルミに分類し、それぞれ圧縮処理を行ないストックヤードに貯留保管後、売却を行う。
 古紙・古布類については、各品目ごとに処理を行いそれぞれのストックヤードに貯留保管後、売却を行う。
 PETボトルについては、圧縮処理を行い貯留保管後、売却を行う。
 その他プラスチックについては、圧縮処理を行い貯留保管後、財リサイクル協会に引取処理委託を行う。
 発泡スチロールについては、減容処理を行い貯留保管後、売却を行う。
 蛍光管については、逆有償ではあるが資源として回収し、委託処理を行う。
 平成25年度から新たに生活金物類（鍋・フライパン他）及び水銀体温計類と使い捨てライターの回収を行い貯留保管後売却を行う。
 小型家電類の法律施行に伴い、小型家電品目（14品目）の回収を行い貯留保管後売却を行う。
 更に、松島地区においては、廃食油の回収を行い貯留保管後売却を行う。
 なお、回収量は、次のとおりである。

(単位：t)

資源内訳	不燃ごみ及び粗大ごみ		資源物					カレット	資源化量 合計
	鉄屑類	未処理	鉄類	古紙類	古布類	PETボトル	発泡スチロール	ビン類	
資源化量	443	276	135	2,013	243	102	13	416	3,919
			その他プラスチック類	蛍光管	生活金物類	小型家電類	廃食油		
			278						

c 関連施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理対象物
本渡地区清掃センター リサイクルセンター	天草市楠浦町 4751番地 本渡地区 清掃センター内	古紙類等 貯留保管 ※PET・その他プラ・発泡は、 松島地区分も併せて処理	古紙類
			新聞・雑誌
本渡地区 (カレット)手選別		空缶類	ダンボール・紙パック・古布類
			貯留保管
松島地区清掃センター ストックヤード	上天草市松島町教良木 236番地 松島地区 清掃センター内	古紙類等 貯留保管	PET・その他プラスチック
			発泡スチロール
松島地区 (カレット)手選別		空缶類	生活金物類・水銀体温計
			貯留保管
			使い捨てライター
			小型家電製品類
			廃食油
			アルミ・スチール缶
			瓶類
			白・茶・その他

(2) 収集・運搬計画

1 収集・運搬体制

本渡地区

可燃物・不燃物（粗大ごみ含む）及び資源物は、連合管内関係市町の収集・運搬計画による。

松島地区

可燃物・不燃物（粗大ごみ含む）及び資源物は、連合管内関係市町の収集・運搬計画による。

a 収集運搬するごみの種類と方法

1) 排出者

関係市町で収集・運搬するごみは、一般家庭から排出されるもののみであり、事業系一般廃棄物は収集運搬を行わないので自ら適正な処理を行うか、関係市町において許可された収集運搬業者により、本渡・松島地区清掃センターへ直接搬入する。

2) 分別

本渡地区において収集運搬するごみは、可燃ごみ（紙屑・厨芥類等）不燃ごみ（ビニール・プラスチック類等「粗大ごみ含む」）資源物（古紙・古布類・金属「空缶」ダンボール・PETボトル・ビン類・容器包装プラスチック類・発泡スチロール・生活金物類・水銀体温計類・使い捨てライター類・小型家電製品類）の三種類に分けて実施する。

松島地区において収集運搬するごみは、可燃ごみ（紙屑・厨芥類等）不燃ごみ（ビニール・プラスチック類等「粗大ごみ含む」）資源物（古紙・古布類・金属「空缶」ダンボール・PETボトル・ビン類・容器包装プラスチック類・発泡スチロール・生活金物類・水銀体温計類・使い捨てライター類・小型家電製品類・廃食油）の粗大ごみ（可燃性＝家具類等・不燃性＝自転車等）の四種類に分けて実施する。

3) 収集主体

収集運搬は、連合関係市町の収集・運搬体制による。

4) 収集区域の範囲と収集するごみの量

連合管内市町全域とする。

(単位； t)

ごみの種類	計画収集人口(人)	自家処理人口(人)	計画収集量 (t)				直接搬入量	自家処理量
			直営	委託	許可	合計		
可燃ごみ	128,577	0	32.00	13,553.57	10,401.81	23,987.38	4,239.79	0.00
不燃ごみ	128,577	0	2.00	1,564.99	1,054.71	2,621.70	968.45	12.00
資源物	128,577	0	0.00	4,135.55	265.87	4,401.42	504.46	361.69
合計	128,577	0	34.00	19,254.11	11,722.39	31,010.50	5,712.70	373.69

※粗大ごみは不燃ごみに含まれる。

※牛深クリーンセンター、御所浦クリーンセンター及び西天草クリーンセンター、荅北町堆肥センターにて、搬入及び処理されるごみを含む。

5) 収集運搬計画量

別紙表のとおり

(3) 中間処理計画

1 処理処分体制

中間処理・最終処分・・・直営

1) 中間処理施設に搬入されるごみの搬入内訳量

(単位； t)

計画収集量			直接搬入量	合計
直営	委託	許可		
34.00	19,254.11	11,722.39	5,712.70	36,723.20

2) 処分方法

ごみの種類	処分方法	中間処理 (t)	処理区分
可燃ごみ	本渡・松島地区清掃センターにおいて焼却処理を行う。(資源残渣焼却分含む)	20,589.17	焼却処理
不燃ごみ	本渡・松島地区清掃センター内粗大ごみ処理施設において破碎処理を行う。(粗大ごみ含む)	3,141.15	破碎処理
資源物	本渡・松島地区清掃センター金属類圧縮プレス、古紙類・ビン類・PETボトル・プラスチック類・生活金物類・小型家電製品類・水銀体温計・水銀血圧計・廃食油等保管後売却	2,897.00	貯留保管 圧縮保管
合計		26,627.32	

※粗大ごみは、不燃ごみに含む。

3) 処理施設の概要

a 焼却施設

施設名	所在地	形式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
本渡地区清掃センター	天草市楠浦町 4751番地	流動床方式	93t/16h	可燃ごみ	15,421.00	1,562.00
松島地区清掃センター	上天草市松島町 教良木236番地	ストーカ方式	34t/8h	可燃ごみ	7,051.00	920.00

b 不燃ごみ処理施設 (粗大ごみ含む)

施設名	所在地	形式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
本渡地区清掃センター	天草市楠浦町 4751番地	回転式	19t/5h	不燃ごみ	2,528.48	497.00
		横型破碎機				
松島地区清掃センター	上天草市松島町 教良木236番地	回転式	8t/5h	不燃ごみ	612.67	311.00
		横型破碎機				

c 不燃ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名	所在地	形式	処理能力	処理対象	処理量 (t)	残渣量 (t)
本渡地区清掃センター リサイクルセンター	天草市楠浦町 4751番地	空缶類 プレス PET・プラスチック 圧縮梱包 発泡スチロール 減容固形化 古紙類 貯留保管	プレス能力 0.4t/h プラ圧縮梱包 1.55t/h PETボトル 0.2t/h 発泡スチロール 0.2t/h 保管能力 10t	資源物	3,123.76	0.00
松島地区清掃センター ストックヤード	上天草市松島町 教良木236番地	空缶類 プレス 古紙類等 貯留保管	プレス能力 0.07t/h 保管能力 5t	資源物	938.12	0.00

※ 資源物残渣量は、本渡・松島地区清掃センターで処理

※ 松島地区のPET・プラスチック・発泡スチロールは、一時保管後本渡地区に搬入処理

(4) 最終処分計画

1) 処理処分方法

a 中間処理方法

可燃ごみ及び資源物古紙類の売却不採用分は、本渡・松島地区清掃センターにおいて焼却処理し、本渡地区不燃ごみ（粗大ごみ含む）については、ガラス（カレット類）、プラスチック、金属類の破碎処理を行う。

松島地区地区清掃センターでは、不燃・粗大ごみの破碎処理を行う。

また、資源物について、本渡・松島地区清掃センター貯留保管後売却。

- ・金属類（空缶）プレス保管
- ・古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・古布）保管貯留・カレット類保管貯留
- ・生活金物類・小型家電製品類・使い捨てライター貯留保管
- ・廃食用油貯留保管
- ・蛍光管（水銀体温計、水銀血圧計類含む）委託処理。

b 最終処分方法

中間処理後の焼却灰（本渡・松島地区共にキレット処理）は、新白洲一般廃棄物最終処分場（天草市栖本町）地内においてセル方式による埋立処分を行う。

破碎処理した金属類については、連合で入札し売却する。

2) 最終処分場に搬入されるごみの内訳

(単位；t)

直接埋立(不燃ごみ)	焼却灰	破碎処理残渣	合計
0	2,482	808	3,290

3) 資源化売却量(入札により売却)

(単位；t)

資源物の種類	住所・会社名	売却及び引渡数量
不燃ごみ・資源物 シュレッダー・アルミ・未処理	本渡センター：(株)坂本工業 松島センター：(株)クリーン開発	641
資源物・カレット類 白・茶・その他	(財)日本容器包装リサイクル協会	452
資源物・金属類 スチール・アルミ	本渡センター：(株)坂本工業 松島センター：(株)クリーン開発	149
資源物・古紙類・新聞 雑誌・ダンボール・古布類	本渡センター：(株)星山商店 松島センター：(株)クリーン開発	2,322
資源物 生活金物類	本渡センター：(株)坂本工業 松島センター：(株)クリーン開発	62
資源物 小型家電製品類	未定	6
資源物・廃食用油	松島センター：(有)栄剛	1
蛍光管（水銀体温計類含む）	(株)ジェイ・リライツ	10
ペットボトル	社会福祉法人 水俣市社会福祉事業団	108
発泡スチロール	(株)パナ・ケミカル	24
その他プラスチック	(財)日本容器包装リサイクル協会	321
資源化量合計		4,096

4) 最終処分場の概要

平成10年4月1日より埋立処分を行う。

※現施設周辺の拡張計画検討中であり、処分先の検討も進めている。

施設名	所在地	埋立面積	全体容量	残余容量	埋立量	
新白洲一般廃棄物 最終処分場	天草市栖本町 馬場3852番地	31,710 m ²	99,800 m ³	10.00 m ³	埋立量	3,290 m ³
					覆土量	500 m ³
					合計	3,790 m ³

(4) その他

ア ばいじん

本渡・松島地区清掃センターの焼却灰については、セメント固化処理及びキレート処理を実施し、埋立処分を行う。

1) 感染性一般廃棄物

連合では、一切搬入は認めない。

イ 適正処理困難物

- ・ 廃タイヤ
- ・ 廃マットレス(スプリング入り)
- ・ 単車(スクーター含む)
- ・ 農機具(農薬類を含む)
- ・ その他長もの(針金・鉄筋・金網等)

ウ 住民に対する広報啓発活動

関係市町において収集運搬を行っており、各市・町においてごみの出し方・資源回収の啓蒙を行っていただくと同時に、連合においてもごみの冊子等を配布し水切りの徹底・資源回収、ごみの減量化の呼びかけを実施する。(環境美化委員、婦人会、学校等の施設研修においても実施する。)

直接搬入されるごみの分別・資源化・減量化対策を進める。

又、平成17年1月1日より清掃センター使用料の改定を行い、なお一層のごみの資源化及び減量化対策を行う。

平成13年度より、本渡地区にリサイクルセンター、松島地区にストックヤードの設置を行い資源物をより有効に再利用するため、分別収集を徹底していただくよう啓蒙を依頼する。

連 合 処 理 対 象 物

対象の可否 施設別	処 理 対 象 物 等	禁 止 物 等
可燃施設に係るごみ	一般家庭からのごみで焼却できるもの 残飯類、紙類、布(綿類)類、木類、竹 わら類	a. 爆発性物品 b. 動物の死体 c. 有害物又悪臭の発生するもの d. 土石又がれき類 e. 多量に水分を含み焼却に不適なもの f. 伝染病等の排泄物が付着したもの g. ビニール、プラスチック製品等 h. 産業廃棄物
不燃施設に係るごみ	a. 軟質類 (クッション、マットレス等) b. 化学製品 (プラスチック製品) c. 金属類 (鍋類、自転車、ストーブ、扇風機等) d. ガラス類 (ビン類) e. 家具類(一般家庭家具類)	a. レンガ、土石、がれき類 b. 鉄塊、長鉄棒、長鉄線、鉄板 c. 爆発性危険物 e. 残飯類 f. モーター類 g. 自動車部品、農機具類
資源物施設	a. 古紙類 (新聞、ダンボール、紙パック類)、古布類 b. ビン類 (一升瓶、ビールビン、ジュースビン類) c. 空缶 (アルミ缶、スチール缶類) d. カレット (無色・茶色・その他) e. ペットボトル f. 発泡スチロール g. その他プラスチック h. 蛍光管 i. 生活金物類 j. 小型家電製品類 k. 水銀体温計・水銀血圧計 L. 使い捨てライター類 M. 廃食油	

※ 事業所から排出される金属類・ガラス類・廃プラスチック類については、受付して処理を行う。